

# 年末「雇用と生活」無料相談会

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・公的貸付・多重債務など生活問題に弁護士が無料で相談に応じます！

実施日時

2011年12月5日(月)～12月9日(金)

10:00～16:00

実施会場

横浜弁護士会所属の弁護士事務所で行います。  
相談場所は、予約の際にご案内いたします。

予約方法

必ず事前にお電話での予約をお願いいたします。相談はご予約の日時に、弁護士事務所で行います。

予約電話番号 **050-3383-5360** (法テラス)

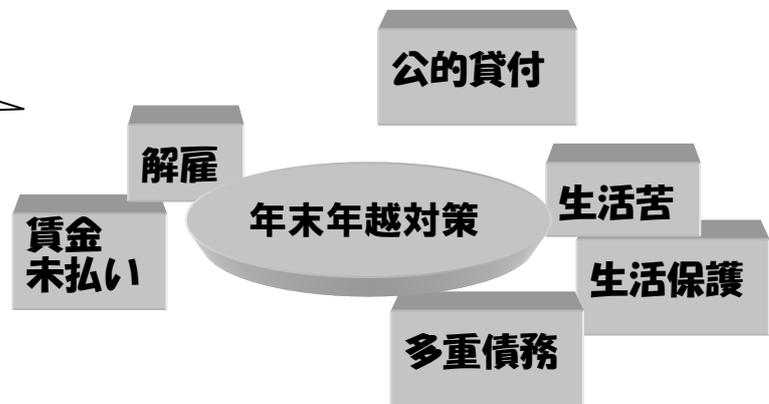
※予約受付時間 平日9:00～17:00

※ご予約の受付は11月21日(月)より開始いたします。

※相談時間は、お1人様30分程度です。

◆主催◆横浜弁護士会、法テラス神奈川

その問題、弁護士  
が伺います！！



- 派遣・パート・アルバイト、働いても働いても暮らしていけない
- つとめ先から突然「明日から来なくていい」と言われた
- 消費者金融に沢山借金をしている
- 私って、ワーキングプア？生活保護は受けられるの？
- 借金を返済しているのに残高が減らない
- お金を貸してくれる公的な機関はある？
- 夜遅くまで働いているのに残業代が出ない
- 窓口で生活保護の申請を付けて貰えない
- 派遣切りで、寮から出ていけと言われてる
- 家もない、所持金もない

本相談会には、一部に法テラスが実施している収入・資産等が一定基準額以下である方を対象とした無料法律相談が含まれることから、お申込みの際、すべての方に収入や資産等をお伺いさせていただきます。なお、本相談会において、法テラスによる無料法律相談の利用基準を超えた方は弁護士会が実施する無料法律相談をお受けいただけます。